

湯河原町真鶴町衛生組合告示第1号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び湯河原町真鶴町衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成11年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号）第3条の規定により、次のとおり告示し、湯河原町真鶴町衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果を縦覧に供する。

令和6年2月7日

湯河原町真鶴町衛生組合長職務代理者
湯河原町真鶴町衛生組合副組合長 小林 伸



1 縦覧の場所

- (1) 湯河原町環境課
湯河原町中央2丁目2番地1
- (2) 真鶴町税務町民課
真鶴町岩244番地の1
- (3) 湯河原町真鶴町衛生組合管理課
湯河原町吉浜2021番地の95

2 縦覧の期間及び時間

(1) 縦覧の期間

令和6年2月7日から令和6年3月6日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 施設の名称

湯河原町真鶴町衛生組合湯河原美化センターごみ処理施設（焼却施設）

4 施設の設置の場所

湯河原町吉浜2021番地の95

5 施設の種類

ごみ焼却施設

6 施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ

7 施設の能力

対象施設の連続運転化に伴い、稼働時間を 16 時間から 24 時間に延長する。

稼働延長前：処理能力 70 t / 日 (35 t / 16 時間 × 2 炉)

稼働延長後：処理能力 105 t / 日 (52.5 t / 24 時間 × 2 炉)

8 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭

9 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

ア 〒259-0392 湯河原町中央 2 丁目 2 番地 1

湯河原町環境課

イ 〒259-0202 真鶴町岩 244 番地の 1

真鶴町税務町民課

ウ 〒259-0312 湯河原町吉浜 2021 番地の 95

湯河原町真鶴町衛生組合管理課

FAX 0465-63-3473

E-mail eikumi@town.yugawara.kanagawa.jp

(3) 意見書の提出期限

令和 6 年 3 月 21 日

(4) 意見書への記載事項

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

イ 一般廃棄物処理施設の名称

ウ 一般廃棄物処理施設についての生活環境の保全上の見地からの意見

(5) 提出方法

直接持参（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。時間は、縦覧の時間と同じ）・郵送（当日消印有効）・FAX・E-mail のいずれも可とする。